

【第5条関係】

熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号）新旧対照表

旧	新
<p>第11章 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第4款 運営に関する基準 (受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第235条 (略)</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者_____、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定事業者でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護、指定通所介護_____</p> <hr/> <p>_____、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第240条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護（第6項において「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業(指定事業者が行うものに限る。次項において「指定第一号訪問事業」という。)に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。次項において「指定第一号通所事業」という。)に係るサービスとする。</p>	<p>第11章 介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>第4款 運営に関する基準 (受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第235条 (略)</p> <p>2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定事業者でなければならない。</p> <p>3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護、指定通所介護、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第19条に規定する指定地域密着型通所介護（次項において「指定地域密着型通所介護」という。）、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第240条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護（第6項において「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業(指定事業者が行うものに限る。次項において「指定第一号訪問事業」という。)に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。次項において「指定第一号通所事業」という。)に係るサービスとする。</p>

【第5条関係】

<p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げるサービスを提供する事業者と第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定通所介護_____又は指定第一号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス</p> <p>(3) (略)</p> <p>5~8 (略)</p>	<p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げるサービスを提供する事業者と第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第一号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス</p> <p>(3) (略)</p> <p>5~8 (略)</p>
---	---